

令和4年3月25日（金）
国土交通省関東地方整備局
総務部

記者発表資料

指名停止措置について

関東地方整備局は、神稲建設株式会社（所在地 長野県飯田市）に対して、指名停止措置を行いました。
詳細は別紙のとおりです。

発表記者クラブ

埼玉県政記者クラブ 神奈川建設記者会
竹芝記者クラブ

問い合わせ先

○総務部契約課長

ナカムラ ヒロシ

中村 宏 （内線2511）

○総務部契約課課長補佐

ナカヤマ ヒロコ

中山 洋子 （内線2517）

さいたま市中央区新都心2-1

電話048-601-3151（代）

○は本件の主務課です

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者	住所
神稲建設株式会社	長野県飯田市主税町18

2. 指名停止措置期間

令和4年3月25日から令和4年4月7日まで（2週間）

3. 指名停止措置対象区域：関東地方整備局管内

4. 事実概要

当該業者は、令和3年1月20日、長野県木曾郡木曾町にある木曾広域連合発注の木曾クリーンセンター旧炉施設解体工事において、高さ9.3メートルの点検用通路の端で解体した設備の廃材を投下する作業をしていた作業員1名が転落し、死亡する工事関係者事故を発生させた。

この件について、同社及び同社現場代理人は、令和3年12月9日、労働安全衛生法違反により長野地方検察庁から公訴を提起され、略式命令が確定した。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である当該業者が、安全管理の不適切により工事関係者事故を発生させたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）別表第1第8号（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故）に該当する。

<指名停止措置要領別表第1第8号>

措置要件	期間
（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故） 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2週間以上2ヵ月以内